

栄養塩類増加措置実施者との協議結果

資料1-2
令和4年度第1回兵庫県
環境審議会水環境部会

1 協議結果概要

	実施者（協議先）	事業場名	協議結果
01	株式会社神戸製鋼所	1 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所	異議なし
02	関西熱化学株式会社	2 関西熱化学株式会社加古川工場	異議なし
03	株式会社カネカ	3 株式会社カネカ高砂工業所	異議なし
04	カントリープロダクツ株式会社	4 カントリープロダクツ株式会社高砂工場	異議なし
05	多木化学株式会社	5 多木化学株式会社本社工場	異議なし
06	兵庫県	6 加古川下流浄化センター	異議なし
		7 揖保川浄化センター	
07	神戸市	8 垂水処理場	意見あり
08	姫路市	9 中部析水苑	異議なし
		10 東部析水苑	
		11 大的析水苑	
		12 家島浄化センター	
09	明石市	13 二見浄化センター	異議なし
		14 船上浄化センター	
		15 朝霧浄化センター	
		16 大久保浄化センター	
10	洲本市	17 洲本環境センター	異議なし
		18 五色浄化センター	
11	相生市	19 相生下水管理センター	異議なし
12	赤穂市	20 赤穂下水管理センター	異議なし
		21 福浦下水処理場	
13	高砂市	22 高砂浄化センター	異議なし
		23 伊保浄化センター	
14	南あわじ市	24 松帆・湊浄化センター	異議なし
		25 津井浄化センター	
		26 福良浄化センター	
		27 阿万浄化センター	
		28 灘浄化センター	
15	淡路市	29 津名浄化センター	異議なし
		30 北淡浄化センター	
		31 一宮浄化センター	
		32 淡路・東浦浄化センター	
16	たつの市	33 室津浄化センター	異議なし

2 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

実施者	意見等の概要	県の見解
神戸市	<p>垂水処理場の栄養塩類管理運転は試行的に行っているため、「栄養塩類増加措置実施者（試行）」としての位置付けを希望する。</p> <p>（理由）大阪湾流総は栄養塩類管理運転が位置付けられておらず、国交省及び県との協議を経て試行的に管理運転を行っている段階であるため。</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法の規定には、栄養塩類管理計画の増加措置実施者（以下、「実施者」という。）について「試行」という位置付けはないため、原案のとおり、垂水処理場を実施者として計画に位置付ける。</p> <p>なお、計画策定後、処理場の運転管理や周辺環境等の問題から実施者としての位置付けを希望しなくなった場合は、計画の変更により対応する。</p>